

1 条例第3条第7号ただし書に規定する営業施設（住居その他の施設との混合禁止の規定を適用しない営業施設）に該当する場合に添付が必要な市長が定める書類に関すること

- ① AとBの共有名義である分譲マンションの一室で、Aが旅館業を行う場合、どのような書類が必要か。

区分所有者を示す書類（交付後6ヶ月以内の不動産登記事項証明書等）及び営業施設を旅館業の用に供することが認められていることを確認できる書類（管理規約等）のほか次の書類が必要です。

Aが営業施設を旅館業の用に供することについてBが承諾していることを確認できる書類（作成後3ヶ月以内の承諾書等）。

- ② 賃貸マンションを所有するAから管理業務を受託している不動産管理会社Bが当該マンションの一室で旅館業を行う場合、どのような書類が必要か。

Aが所有者であることを示す書類（交付後6ヶ月以内の不動産登記事項証明書等）、Bが営業施設を旅館業の用に供することについてAが承諾していることを確認できる書類（作成後3か月以内の承諾書等）が必要です。

- ③ 賃貸マンションを所有するAから当該マンションの一室を賃借しているBの息子Cが当該マンションの一室で旅館業を行う場合、どのような書類が必要か。

Aが所有者であることを示す書類（交付後6ヶ月以内の不動産登記事項証明書等）、AとBとの賃貸借等の関係がわかる書類（賃貸借契約書又は使用貸借契約書等）、Cが営業施設を旅館業の用に供することについてBが承諾していることを確認できる書類（作成後3ヶ月以内の承諾書等）、Cが施設を旅館業の用に供することについてAがBに対して承諾していることを確認できる書類（作成後3ヶ月以内の承諾書等）が必要です。

2 省令第4条の3及び条例第4条第2号ただし書に規定する施設（玄関帳場を有しない施設）に関すること

※ここでいう玄関帳場の代替措置にかかる業務とは、「宿泊者名簿の記載」、「建物の管理取扱責任に関する説明（宿泊者署名含む）」、「客室の鍵の受渡し」、「宿泊者専用区域への出入りの状況の確認（カメラによる監視）」、「緊急時の連絡の受電等（通話機器）」及び「緊急時の営業施設への駆けつけ」を指します。

また、ここでいう駆けつけ拠点とは、前述の業務のうち、少なくとも「緊急時の営業施設への駆けつけ」の業務を行う場所を指します。

① 駆けつけ拠点は固定施設でないといけないのか。

駆けつけ拠点の位置は、営業施設に 10 分以内で駆けつけることができる範囲である必要があることから、車等移動可能なものは適当ではありません。そのような申請があった場合には、申請者が想定する緊急時の駆けつけ体制等を詳細に確認し、医薬務・衛生推進課まで相談してください。

② 駆けつけ拠点は営業施設に 10 分以内に駆けつけることができる範囲内にあることを想定する根拠は。

玄関帳場に求められている機能のうち最も緊急性があるものには、宿泊者の生命に関わる事態が生じた場合の対応が考えられます。

そのため、“速やかに”の具体的な時間は本市の救急車のレスポンスタイム（救急車の出動から現場到着までの早さ：平成26年は平均6分35秒）を参考に設定しています。

10 分以内であれば、救急隊が救命活動を行っている間に従業者等が駆けつけ拠点から駆けつけることが可能であると考えています。

③ 駆けつけ拠点は専用の事務所である必要はないとのことだが、具体的にはどのようなものが認められるのか。

既存ホテルのフロントを兼用するケースや旅館業以外の用途で使用されている事務所等を活用することが考えられます。

ただし、この場合も駆けつけ拠点の要件を満たしていることが必要です。

④ 玄関帳場の代替措置にかかる業務のうち、駆けつけ拠点で実施する業務以外〔「宿泊者名簿の記載」「建物の管理取扱責任に関する説明（宿泊者署名含む。）」「客室の鍵の受渡し」「宿泊者専用区域への出入りの状況の確認（カメラによる監視）」「緊急時の連絡の受電等（通話機器）」〕は、どこで実施しても差し支えないか。

これらの業務については、駆けつけ拠点のように営業施設からの範囲に関する定めは設けておりません。

当該業務を適切に実施することが可能な場所であれば、どこで実施しても差し支えありません。

⑤ 玄関帳場の代替措置にかかる業務を営業者 A が B に委託することはできるか。

上記の業務を A が B に委託することは可能です。なお、玄関帳場の代替措置にかかる業務の遂行には、いずれも宿泊者を把握していることが求められるため、全ての業務を同一の者が行うこと（一括委託）を原則としています。

この場合、旅館業営業許可申請時（中途で変更する場合は、記載事項変更届出時）に、玄関帳場の代替措置にかかる事項として委託業者名を記載するとともに、AがBに当該業務を委託していること及び委託している業務内容等が確認できる書類\*を添付書類として提出する必要があります。

※ 業務を委託していること及び委託している業務内容等を確認できる書類の具体例としては、管理業務委託契約書が挙げられます。業務内容としては、「運營業務一式」等ではなく、具体的な玄関帳場の代替措置にかかる業務が明示されているものを提出してください。

また、対応部署を複数設ける場合等（いわゆるコールセンター・チェックインセンター等の、「駆けつけ拠点」以外の窓口を設ける場合等）においては責任の所在等が曖昧になることから、各業務の指示、苦情及び緊急の連絡への対応（駆けつけ実施や宿泊拒否等の判断等の意思決定を含む。）、当該業務の実施状況の把握等の体制が分かる書類の提出も求める場合があります。

⑥ 玄関帳場の代替措置にかかる業務を時間帯で分けて委託することはできるか。

時間帯で分けて委託することは可能です（昼間はX社へ委託、夜間はY社へ委託する等）。また、一部の時間帯だけを委託することも可能です（昼間は営業者自ら管理、夜間はZ社へ委託等）。

ただし、いずれの場合も玄関帳場の代替措置にかかる業務の実施に必要な要件を満たしている必要があります。

なお、それぞれの時間帯について、⑤に記載のとおり、全ての玄関帳場の代替措置にかかる業務を同一の者が行うこと（一括委託）が原則です。

この場合、それぞれの時間帯について業務を委託していること及び委託している業務内容等が確認できる書類（⑤※参照）に加えて、時間帯間における業務の連絡・引継体制が確認できる書類も添付書類として提出する必要があります。

⑦ 再委託（営業者Aに委託されたBから、他者Cへの委託）はできるか。

営業者AとBとの委託契約において営業者Aが再委託を認めている場合は可能です。

なお、再委託についても、⑤に記載のとおり、全ての玄関帳場の代替措置にかかる業務を同一の者が行うこと（一括再委託）が原則です。

この場合、BがCに業務を再委託していること及び再委託している業務内容等が確認できる書類\*を添付書類として提出する必要があります。また、営業者Aが、BからCに再委託している業務について把握している必要があります。

※ 業務を再委託していること及び再委託している業務内容等が確認できる書類（⑤※参照）

⑧ 玄関帳場の代替措置にかかる業務の一部のみ委託することは可能か。

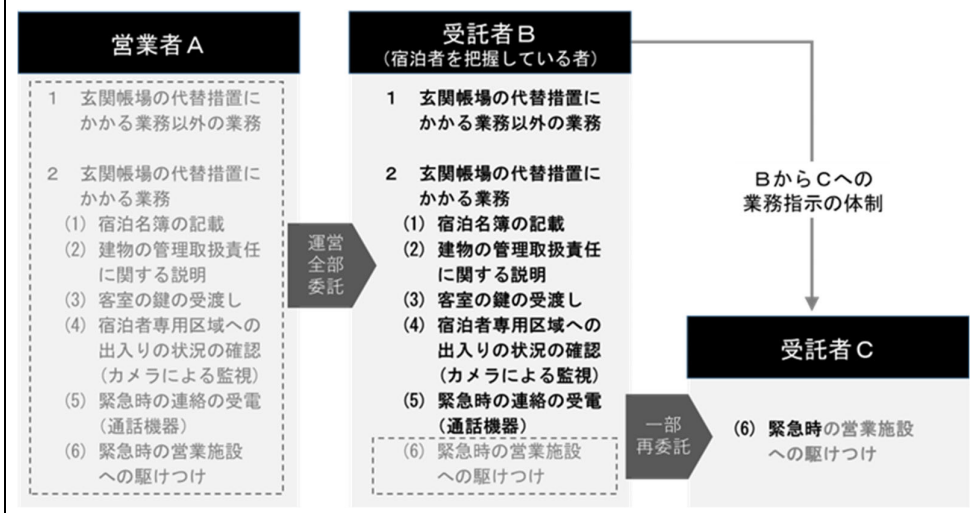
⑤に記載のとおり、全ての玄関帳場の代替措置にかかる業務を同一の者が行うこと（一括委託）を原則としていますが、宿泊者を把握している者（一般には、宿泊者名簿の記載に係る業務を行う者、当日の宿泊者リストの管理を行う者等）の指示により業務を行わせる場合には、当該業務について他者に委託することを認めています。

ただし、玄関帳場の代替措置にかかる業務を行う全ての者について、当該業務の実施に必要な要件を満たしている必要があります。

この場合、業務を委託していること及び委託している業務内容等が確認できる書類（⑤※参照）に加えて、当該業務間の連絡・引継体制が確認できる書類（業務体制図等）も添付書類として提出する必要があります。

なお、玄関帳場の代替措置にかかる業務の一部を委託する場合についても、再委託に当たる場合は、⑦に示す再委託と同様の扱いとなります。

【例 営業者Aが玄関帳場の代替措置にかかる業務一式をBへ委託、受託者Bが緊急時の営業施設への駆けつけのみをCへ再委託】



⑨ 客室の入口等にカメラとモニターを置いて、カメラを通じて宿泊者の顔やパスポート等の身分証明書を確認したいが可能か。

可能です。

福岡市では、対面による宿泊者名簿の記載、本人確認等を行うことを義務付けていましたが、令和2年4月から条件を満たせば可能としています。

- ⑩ 例えば5階建てのホテルにおいて、最上階にフロントを設ける場合、玄関帳場とみることができるか。利用者は、1階から直通エレベーターでフロントに行き、受付をしないと客室フロアを含む各階には行くことができない構造となっている。

施設が条例第3条第7号に規定する「施設を一体的に管理することができる構造」の場合において、条例第3条第1号に規定する「宿泊者その他の施設の利用者の出入り」とは、従来の運用の通り客室を利用するものがチェックイン・チェックアウトする際の出入りのことであり、玄関帳場と見ることは可能です。

なお、施設を一体的に管理することができる構造でない場合は、玄関帳場とは認められず、玄関帳場の代替措置にかかる業務を実施するのに必要な要件を満たす必要があります。

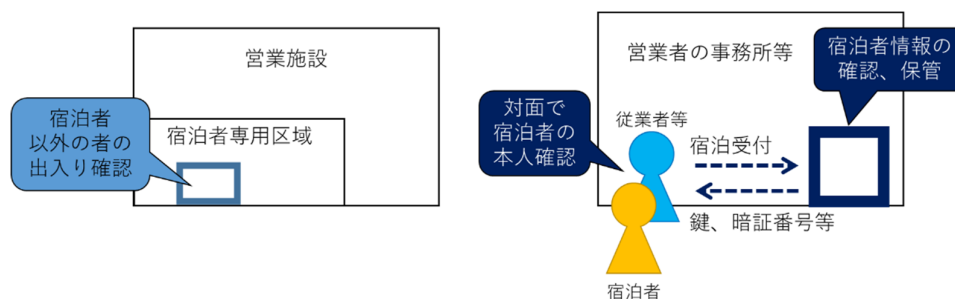
- ⑪ 玄関帳場の代替措置にかかる業務で認める事例としてどういったものが想定されるか。

#### <認める事例の基本的なパターン>

##### パターン1 (対面によるチェックイン)

- ① 営業施設、玄関帳場の代替措置にかかる業務を実施する場所及びその他の場所において、対面で宿泊者の顔やパスポート等の身分証明書を確認できるとともに宿泊者名簿の記載等を行うことができる。
- ② ①により宿泊者本人の確認を行った上で、適切に客室の鍵、解錠可能な暗証番号等を宿泊者へ渡すことができる。
- ③ ①による本人確認及び②による鍵等の引渡しを行った宿泊者以外の者が、宿泊者専用区域に出入りしていないか、ビデオカメラで玄関帳場の代替措置にかかる業務を実施する場所から常時確認できる。
- ④ 当該営業施設で事故が発生したとき等の緊急時には、玄関帳場に従業者等が常駐している場合と同等の迅速な対応を行うため、玄関帳場の代替措置にかかる業務を実施する場所で通報を受け、10分以内に駆けつけることができる。

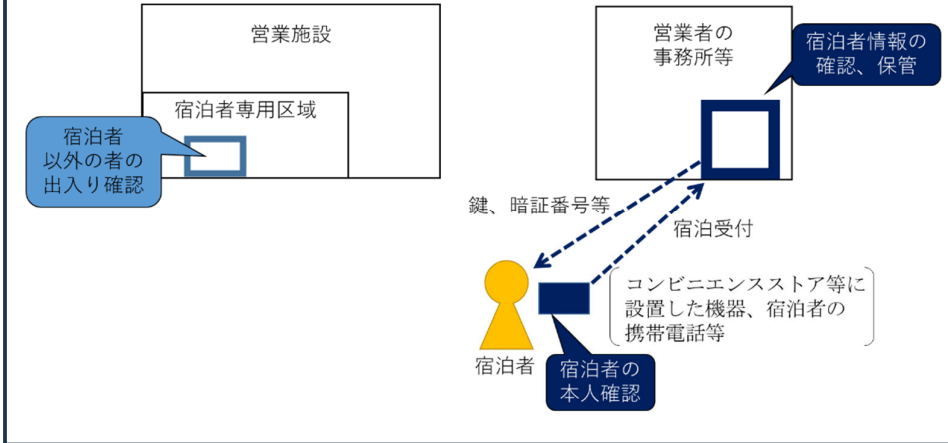
#### 【例 宿泊施設外の玄関帳場の代替措置にかかる業務を実施する場所での対面によるチェックイン】



※④の「緊急時の営業施設への駆けつけ」以外を実施する場所については、営業施設からの範囲に関する定めは設けていない。

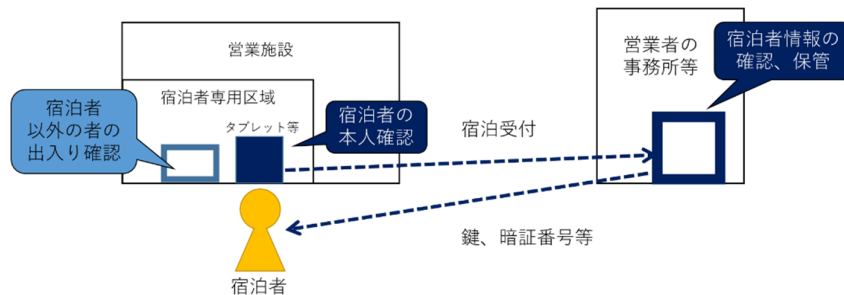
### 【認めない事例】

宿泊者の本人確認を、対面することなく、営業施設ではなく、コンビニエンスストア等に設置した機器や宿泊者の携帯電話等により行う。



### パターン2 (非対面形式チェックイン)

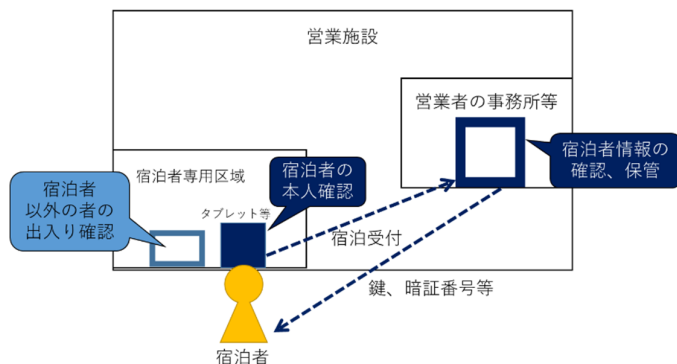
営業施設の外に事務所があり、対面することなく、営業者が、営業施設に設置したタブレット等と事務所に設置したモニター等により宿泊者の本人確認、宿泊者名簿の記載、鍵の受け渡し等（パターン1に示す①、②）を行う。また、パターン1に示す③、④を行う。



※④の「緊急時の営業施設への駆けつけ」以外を実施する場所については、営業施設からの範囲に関する定めは設けていない。

### パターン3 (宿泊施設内での玄関帳場の代替措置にかかる業務の実施)

宿泊者専用区域への出入りを確認できる位置以外の場所に事務所があり、その事務所及び設備を利用して、パターン1、パターン2に示す方法で宿泊者の本人確認、宿泊者名簿の記載、鍵の受け渡し等(パターン1に示す①、②)を行う。また、パターン1に示す③、④を行う。



- ⑫ ビデオカメラの設置位置について、共同住宅等の1フロア全体を1つの施設として許可する場合に、当該フロアのエレベーターホール等宿泊客が必ず通る位置にビデオカメラを設置するだけでよい。

住居混在となる営業施設は客室単位となりますので、ビデオカメラは客室毎に設置することが原則ですが、当該フロアに他者の住居等当該業者の営業施設以外の部分がない場合は、ビデオカメラの設置位置を、全ての客室への出入りを確認できる位置に集約すること(例:そのフロアの入口となるホール等の一箇所)も可能です。

また、他者の住居等当該業者の営業施設以外の部分が全くない共同住宅等の建物全体で1つの許可を取得する場合には、ビデオカメラの設置位置を、建物の玄関等の当該建物への人の出入りを確認できる場所のみの設置とすることも可能です。

### 3 自宅を活用した営業施設の帳場に関すること

- ① 家主が居住する自宅の空き部屋を活用して営業を行う場合の玄関帳場は専用の帳場が必要か。

家主が居住する部屋が玄関に隣接していて、来客の都度、玄関に出て宿泊者に応接することが可能な場合は、当該部屋を帳場とすることも可能です。

#### 4 浴室等の設備の兼用に関すること

- ① 家主が居住する自宅の空き部屋を活用して営業を行う場合、家主が使用する浴室、便所、洗面所等を営業施設として兼用することはできるか。

宿泊者の需要を満たすことができるのであれば、家主が使用する浴室、便所、洗面所等を営業施設として兼用することも可能です。ただし、客室は宿泊者の予約が入っていない場合も含めて宿泊者専用とする必要があります。

- ② 社宅・社員寮の空き部屋を活用して営業を行う場合、社員が使用する共同の浴室、便所、洗面所等を営業施設として兼用することはできるか。

社宅・社員寮の使用権原を有している者（所有者等）と申請者が同一者である場合は、共同用の浴室、便所、洗面所等を営業施設として兼用することも可能です。

ただし、共同用の浴室は、宿泊者以外の者が使用することから公衆浴場法の許可が別に必要になります。

#### 5 玄関帳場や駆けつけ拠点の兼用に関すること

- ① 既に許可を取得している旅館業の玄関帳場又は駆けつけ拠点（以下、「帳場等」という。）を別の新たな営業施設の駆けつけ拠点として兼用できるか。

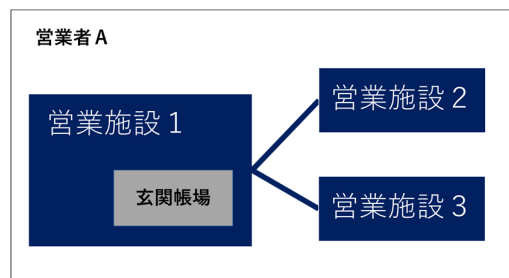
当該帳場等が新たな営業施設の駆けつけ拠点としての要件を満たしている場合は、兼用することも可能です。

- ② 玄関帳場の兼用で想定される主なパターンはどのようなものがあるか。

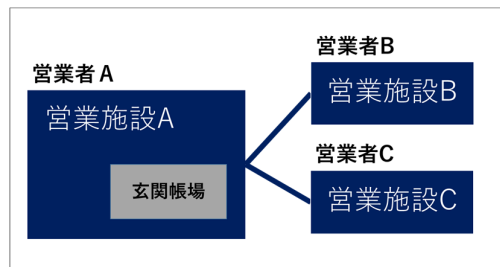
##### パターン1

いずれかの営業施設内に、共用する玄関帳場を設ける。

（1）1 営業者の複数の施設が玄関帳場を共用（2、3にとっては駆けつけ拠点）



- (2) 複数の事業者が玄関帳場を共用  
(委託契約を結べば可能。B、Cにとっては駆けつけ拠点。)

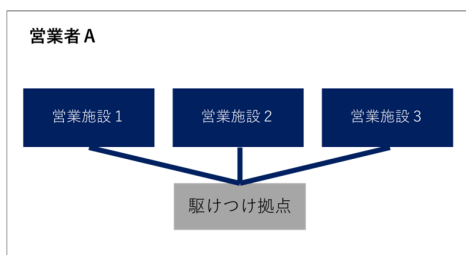


事業者 A が玄関帳場業務を他者 X に委託している場合、X は宿泊施設 A の玄関帳場を宿泊施設 B、C の駆けつけ拠点として使用することについてあらかじめ事業者 A の承諾を（文書で）得ていること。

## パターン2

旅館業営業施設とは別の事務所等に共用する駆けつけ拠点を設ける。

- (1) 1 事業者の施設を共用



- (2) 複数の事業者が共用  
(委託契約等で責任の所在が明示されている場合にのみ認める)

